

中小企業を応援します

～融資・補助制度のご案内～

市は、中小企業の経営や技術開発などを応援するため、『登別市中小企業特別融資制度』やさまざまな補助制度を設けていますので、ご利用ください。

問い合わせ 商工労政グループ (☎011-2171)

① 登別市中小企業 特別融資制度

市は中小企業の円滑な資金繰りを支援するため、金融機関に資金を預託し、金融機関を通じて低金利融資を行っています。

一般事業資金

●融資対象

市内に事業所を有するもの、また

は市内に住居を有し室蘭圏（室蘭市または伊達市）に事業所を有するもので、中小企業基本法第2条に規定する中小企業者

●使途と限度額、融資期間

- ・運転資金…1千万円、5年以内
- ・設備資金…2千万円、12年以内（据置期間1年）

●利率（平成25年5月1日現在）

- ・融資期間が3年以内の場合…年1・8割、3年を超える場合…年2・2割

小口事業資金

●融資対象

市内に事業所を有するもの、または市内に住居を有し室蘭圏（室蘭市または伊達市）に事業所を有するもので、中小企業信用保険法第2条第2項に規定する小規模企業者

※中小企業特別融資利子補給（11割）を併用できます。

②を併用できます。

※北海道信用保証協会の保証付きです（保証内容は同協会の定めにあります）。

●使途と限度額、融資期間

- ・事業資金、500万円、7年以内
- 利率（平成25年5月1日現在）
- ・融資期間が3年以内の場合…年1・0割、5年以内の場合…年1・2割、7年以内の場合…年1・4割

団体事業資金

●融資対象

市内に事業所を有する中小企業団体の組織に関する法律第3条第1項または商店街振興組合法に規定する団体

※中小企業特別融資利子補給（11割）を併用できます。

●使途と限度額、融資期間

- ・運転資金…2千万円、5年以内
- ・設備資金…3千万円、10年以内
- 利率（平成25年5月1日現在）

- ・融資期間が3年以内の場合…年1・8割、3年を超える場合…年2・2割

事業所開設資金

●融資対象

市内で新たに事業所を設けようとする中小企業者で、登別中小企業相談所の経営診断を受け、融資が適当と認められた中小企業者

●使途と限度額、融資期間

- ・運転資金…500万円、6年以内（据置期間1年）
- ・設備資金…2千万円、12年以内（据置期間2年）

●利率（平成25年5月1日現在）

- ・融資期間が3年以内の場合…年1・

8割、3年を超える場合…年2・2割

小規模商工業近代化資金

●融資対象

市内で店舗や工場などの近代化を行う従業員20人（商業またはサービス業は5人）以下で、中小企業相談所の経営診断を受け、小規模商工業近代化資金の融資が適当と認められた中小企業者

●使途と限度額、融資期間

- ・設備資金、2千万円、12年以内（据置期間2年）
- 利率（平成25年5月1日現在）
- ・年2・5割

新分野進出支援資金

●融資対象

市内に事業所を有するもの、または市内に住居を有し室蘭圏（室蘭市または伊達市）に事業所を有するもので、中小企業基本法第2条に規定する中小企業者、ならびに市内に事業所を有する中小企業団体の組織に関する法律第3条第1項、または商店街振興組合法に規定する中小企業団体で、次のいずれかに該当するもの

- ・既存企業とは異なる分野に進出す

取扱金融機関

金融機関名	支店名
室蘭信用金庫	市内の各支店、高砂支店、工大前支店
北海道銀行	登別支店、東室蘭支店
伊達信用金庫	わしべつ支店
北洋銀行	登別・室蘭市内の各支店

※融資のご利用には、金融機関の審査が必要になりますので、取り扱える金融機関にご相談ください。

る中小企業者や中小企業団体

・既存事業分野において新製品・新サービスを開発・販売する中小企業者や中小企業団体

・既存製品、既存サービスの新たな生産、販売、提供の方式を導入する中小企業者や中小企業団体

※②中小企業特別融資利子補給を併用できません。

●**用途と限度額、融資期間**

・事業資金…1千万円、11年以内
(据置期間1年)

●**利率(平成25年5月1日現在)**

・融資期間が3年以内の場合…年1・8割、3年を超える場合…年2・2割

② 中小企業特別融資 利子補給

●**制度の内容など**

中小企業の事業活動を支援するため、登別市中小企業特別融資制度の
小口事業・団体事業(設立後3年未満の団体)・新分野進出支援の各資金を利用した方の借入金の利子(一部)を補給する制度です

●**利子補給の率**

・小口事業資金…年0・4割
・団体事業資金…年1・5割
・新分野進出支援資金…年0・7割

③ 起業化支援 事業補助

●**制度の内容など**

市内において、地域の資源や技術を活用した新たな地場産品の創出、新たな技術の事業化、新たなサービスの提供などを行う起業家の事業を支援する制度です

●**補助対象者**

市長が定める機関による評価のもとに、市長が適当と認定した事業計画を市内で行う個人や中小企業者など

●**補助対象経費**

事務拠点開設費、商品化推進費、販路開拓費などのうち、市長が必要かつ適当と認めるもの

●**補助率** 補助対象経費の2分の1以内

●**補助金の限度額** 30万円

●**補助対象期間** 2年以内

④ 新産業創造活動 事業補助

●**制度の内容など**

中小企業者などで組織する組合や団体などが、新技術・新製品・新サービスを創出するために行う研究・技術開発などの取り組みに必要な

る経費(一部)を補助する制度です

●**補助対象者**

①任意グループ(3者以上で組織し、構成員の2分の1以上が市内に主たる事業所を有する中小企業者で構成)

②中小企業団体の組織に関する法律に定める中小企業団体

③法令に定める公益法人

④特定非営利活動促進法に定める特定非営利活動法人

●**補助対象経費**

旅費、謝金、原材料費、機械設置・工具器具費、委託費などの経費のうち市長が必要かつ適当と認めるもの

●**補助率** 補助事業に要する経費の2分の1以内

●**補助金の限度額** 30万円

第4回技能祭

登別技能協会・
登別職業訓練協会主催

日時 9月29日(日) 9時~15時

場所 職業訓練センター
(道南バス若山営業所前)

内容

- ・ものづくり体験(くぎ打ち体験、フラワーアレンジメントなど)
- ・作品展示・販売(椅子、正月用門松、ガスコンロガードなど)
- ・野菜や海産物販売
- ・食事コーナー
- ・包丁研ぎ(1人2丁まで、9時30分~12時)
- ・各種イベント(もちまき、北海自衛太鼓、よさこいなど)

問い合わせ
登別職業訓練協会
(☎051450)